

名古屋港管理組合公報

平成22年4月1日

(木曜日)

第451号

目次

○職員定数条例の一部を改正する条例	1
○名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1
規 則	
○名古屋港管理組合事務部局組織規則等の一部を改正する規則	2
○名古屋港管理組合港湾政策経営アドバイザーの設置に関する規則	2
○名古屋港景観アドバイザーの設置に関する規則	3
○勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
○職務に専念する義務の免除義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	5
○名古屋港管理組合職員表彰規則及び名古屋港管理組合永年勤続表彰規則の一部を改正する規則	5
○給与条例施行規則の一部を改正する規則	5
○住居手当規則の一部を改正する規則	6
○特殊勤務手当規則等の一部を改正する規則	6
○管理職手当の額の特例に関する規則	6
○旅費条例施行規則の一部を改正する規則	6
○名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則	7
告 示	
○平成20年名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決裁の要領	8
○平成20年名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	9
○平成22年度名古屋港管理組合予算の要領	9
○平成21年度名古屋港管理組合補正予算の要領	15
○公有水面埋立の免許の出願	17
○平成13年名古屋港管理組合告示第31号の一部改正	18
○港湾施設の変更	20
○指定管理者の指定	20
訓 令	
○工事施行規程の一部改正	21
○課の組織の分掌事務規程等の一部改正	24
○名古屋港管理組合職員服務基本規程の一部改正	24
○出勤簿処理規程の全部改正	25
○被服貸与規定の一部改正	25
公 告	
○名古屋港湾会館新館の入居者募集	26
○名古屋港港湾計画の変更の概要	27
○特定埠頭の運営の事業に係る認定申請書縦覧について	27
辞 令	
○片桐正博	28

条 例

職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十二年四月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第四号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和三十六年名古屋港管理組合条例第十一号）の一部を次のように改正する。
第二条に次の一号を加える。

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十二年四月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第五号

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和四十一年名古屋港管理組合条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「平成二十一年度」を「平成二十八年度」に改め、同項の表中「約一、〇八六万平方メートル」を「約一、〇九六万平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

名古屋港管理組合事務部局組織規則等の一部を改正する規則を公布する。
平成二十二年四月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第四号

名古屋港管理組合事務部局組織規則等の一部を改正する規則

（名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部改正）

第一条 名古屋港管理組合事務部局組織規則（平成八年名古屋港管理組合規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中 「事業担当
環境保全センター」 を 「環境担当
事業担当」 に改める。

第二条第八号中「事業担当」を「環境担当」に、「環境保全センター」を「事業担当」に改める。

第四条第一号中「環境保全センター」を「環境担当」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とする。

第六条を削る。

第五条第一号中「（環境保全センターの主管に属することを除く。）」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（環境担当の事務）

第五条 環境担当においては、次の事務をつかさどる。

- 一 港湾環境整備施設その他港湾の環境の保全に関する施設の整備に係る基本計画に関すること。
- 二 地球温暖化対策の実行計画に関すること。
- 三 環境管理システムに関すること。
- 四 エネルギーの使用の合理化に係る計画の作成及び報告に関すること。
- 五 港湾区域内の水質その他港湾の環境の保全に係る調査に関すること。
- 六 出願工事の環境保全審査に関すること。
- 七 名古屋港管理組合公害防止事業費負担審議会に関すること。
- 八 公害防止事業費事業者負担金に関すること。

第十七条第二号中「企画調整室環境保全センター」を「企画調整室環境担当」に改める。

第二十九条第二項中「企画調整室環境保全センターに企画調整室環境保全センター所長及び企画調整室環境保全センター副所長」を削る。

（名古屋港管理組合公印規則の一部改正）

第二条 名古屋港管理組合公印規則（昭和三十六年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表企画調整室環境保全センター所長印の項を削る。

（管理職手当規則の一部改正）

第三条 管理職手当規則（昭和四十一年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表管理者の事務部局の項中「並びに企画調整室環境保全センター所長」を削る。

（職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第四条 職員の職の設置に関する規則（昭和四十二年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二企画調整室環境保全センター所長の項及び企画調整室環境保全センター副所長の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合港湾政策経営アドバイザーの設置に関する規則を公布する。
平成二十二年四月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第五号

名古屋港管理組合港湾政策経営アドバイザーの設置に関する規則

（設置）

第一条 名古屋港における港湾行政の効率的かつ効果的な運営を図るため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定により、本組合の港湾政策及び港湾経営に関する事項について調査を行い、管理者に提言する名古屋港管理組合港湾政策経営アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）若干人を置く。

- 2 アドバイザーは、港湾政策及び港湾経営に関して専門知識及び経験を有する者のうちから、管理者が任命する。
- 3 アドバイザーの任期は、一年以内とする。ただし、再任されることができる。

(庶務)

第二条 アドバイザーに関する庶務は、企画調整室において処理する。

(委任)

第三条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港景観アドバイザーの設置に関する規則を公布する。

平成二十二年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第六号

名古屋港景観アドバイザーの設置に関する規則

(設置)

第一条 名古屋港に優れた景観を整備することを通して、親しまれる港づくりを推進するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項の規定により、名古屋港の景観に関する事項について調査を行い、管理者に提言する名古屋港景観アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)若干人を置く。

2 アドバイザーは、デザインに関して専門知識及び経験を有する者のうちから、管理者が任命する。

3 アドバイザーの任期は、一年以内とする。ただし、再任されることができる。

(庶務)

第二条 アドバイザーに関する庶務は、企画調整室において処理する。

(委任)

第三条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十二年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第七号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「四日を一単位」を「一日を八時間」に、「一単位につき三十一時間の」を「当該年次において五日を超えない範囲内で」に改め、同条第三項中「の日数が四日に満たない」を「がない」に改め、同項後段を削る。

第八条第二項中「第三条第二項及び第四項の規定を準用する」を「四日を一単位として利用するものとする」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、一単位につき三十一時間の無給休暇を利用することができる。

第八条に次の一項を加える。

3 第三条第四項の規定は、前項の場合において準用する。

第九条第一項中「別記様式第七」の下に「又は別記様式第八」を加え、同条に次の一項を加える。

3 臨時休暇の時間単位の利用については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第九条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録による手続)

第九条の二 第一条の三、第二条の三第一項、第三条の二第一項、第五条の二第一項及び第九条第一項の規定により振替命令簿、代日休暇簿、年次休暇簿、特別休暇簿及び臨時休暇簿によることとされている手続については、これらの規定にかかわらず、それぞれに規定する様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)により行うことができる。

第十条の見出しを「(出勤等の記録)」に改め、同条第一項中「出勤簿によつて」を「記録して」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(委任)

第十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別記様式第三中「休暇年月日欄」を「承認日欄及び休暇年月日欄」に、「4日」を「1日」に改める。

別記様式第四中「31時間」を「8時間」に改める。

「注 時間単位で臨時休暇を取得する場合には
別記様式第七中「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。」を すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4と

、承認日欄及び休暇年月日欄に斜線を引き、備考欄に「時間単位の臨時休暇取得(4日)」と記入

に改め、同様式の次に

する。

次の様式を加える。

別記様式第8 (第9条関係)

臨 時 休 暇 簿 (時 間 単 位)																
所 属	職 名	氏 名	付 与 時 間 (付与日： 年 月 日)													
			承 認 印	整 理 者 印	本 人 印	期 間	計	備 考	承 認 印	整 理 者 印	本 人 印	期 間	計	備 考		
						年 月 日	時 分	時 分	時間			年 月 日	時 分	時 分	時間	
						年 月 日	時 分	時 分	時間			年 月 日	時 分	時 分	時間	
						年 月 日	時 分	時 分	時間			年 月 日	時 分	時 分	時間	
						年 月 日	時 分	時 分	時間			年 月 日	時 分	時 分	時間	
						年 月 日	時 分	時 分	時間			年 月 日	時 分	時 分	時間	
						年 月 日	時 分	時 分	時間			年 月 日	時 分	時 分	時間	
						年 月 日	時 分	時 分	時間			年 月 日	時 分	時 分	時間	
						年 月 日	時 分	時 分	時間			年 月 日	時 分	時 分	時間	
						年 月 日	時 分	時 分	時間			年 月 日	時 分	時 分	時間	
						年 月 日	時 分	時 分	時間			年 月 日	時 分	時 分	時間	

注 時間単位の臨時休暇を付与された場合には、付与時間欄にその日付を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成二十二年度に付与された年次休暇のうち、同年度に利用しなかつた時間単位の年次休暇がある職員は、七時間四十五分をもつて一日と換算した日数（換算後に七時間四十五分に満たない端数があるときは、当該日数と端数を時間単位に切り上げた時間数（当該時間数が八時間となるときは一日とする。）の合計）を、平成二十二年度に限り利用することができる。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十二年 四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第八号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和三十三年名古屋港管理組合規則第五号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第三号中「別に定める日数」の下に「（時間単位で職務に専念する義務を免除されることができるものとし、一日の勤務時間の一部について時間単位で免除される場合にあつては一日の職務に専念する義務を免除されるものとみなす。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合職員表彰規則及び名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十二年 四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第九号

名古屋港管理組合職員表彰規則及び名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則の一部を改正する規則

（名古屋港管理組合職員表彰規則の一部改正）

第一条 名古屋港管理組合職員表彰規則（昭和二十九年名古屋港管理組合規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「又は表彰状及び金品」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、記念品を併せて授与することができる。

第七条第二項中「又は表彰状及び金品」を「及び記念品」に改め、同条第三項中「第十二条」を「第二条の二第一項から第三項まで」に改める。

（名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則の一部改正）

第二条 名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則（平成二十年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「第十二条」を「第二条の二第一項から第三項まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十二年 四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十号

給与条例施行規則の一部を改正する規則

給与条例施行規則（昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第五項中「百分の十七」を「百分の十八」に改める。

第十五条第五項を次のように改める。

- 5 条例第十四条第三項に規定する「管理者が定める時間」とは、同条第一項に規定する超過勤務手当が支給された時間とする。

第十五条に次の二項を加える。

- 7 条例第十四条第四項に規定する「正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」とは、同条第一項及び第三項に規定する勤務の時間をいう。

- 8 条例第十四条第四項に規定する超過勤務手当の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 条例第十四条第一項及び第三項に規定する超過勤務手当（一箇月について六十時間を超えて勤務した時間に対して支給するものに限る。）の額

二 一箇月について六十時間を超えて勤務した時間に対して、勤務一時間につき、一時間当たりの給与額に百分の二十五を乗じて得た額

第十五条の二第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第三項中「次項に掲げる割合」を「百分の百」に改め、同条第四項を削る。

第十八条の二第一項中「命ずるときは、管理者の定める時間外等勤務命令書又は週休日勤務命令書によらなければならない」を「させるときは、あらかじめ命令を発するものとする」に改め、同条第三項中「第一項に規定する時間外等勤務命令

書若しくは週休日勤務命令書又は週超過勤務手当精算簿を」を「別に定める様式（当該様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）により」に改める。

第十八条の四第七項を削る。

第二十条第三項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

住居手当規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十二年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十一号

住居手当規則の一部を改正する規則

住居手当規則（昭和四十六年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特殊勤務手当規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成二十二年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十二号

特殊勤務手当規則等の一部を改正する規則

（特殊勤務手当規則の一部改正）

第一条 特殊勤務手当規則（昭和四十四年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条中「ところ」を「様式（当該様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）」に改める。

（管理職員特別勤務手当規則の一部改正）

第二条 管理職員特別勤務手当規則（平成四年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「様式に記入」を「様式（当該様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）に記載又は記録」に改める。

（宿日直手当規則の一部改正）

第三条 宿日直手当規則（平成十五年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「命ずるときは、管理者の定める宿日直勤務命令書によらなければならない」を「させるときは、あらかじめ命令を発するものとする」に改め、同条第三項中「第一項に規定する宿日直勤務命令書を」を「別に定める様式（当該様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）により」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当の特例に関する規則を公布する。

平成二十二年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十三号

管理職手当の特例に関する規則

管理職手当規則（昭和四十一年名古屋港管理組合規則第三号）別表に掲げる職にある職員の平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における管理職手当の額は、同規則第三条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる額から当該額に百分の三十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）第十条の二に規定する地域手当の額の算定の基礎となる管理職手当の額は、同規則第三条各号に掲げる額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

旅費条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十二年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十四号

旅費条例施行規則の一部を改正する規則

旅費条例施行規則（昭和二十八年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。
 第一条第二項中「旅行依頼簿（シ）の下に「同様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その
 他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。」を加える。
 第十九条中「第三条第六項」の下に「、第六条第一項（支度料に係る部分に限る。）及び第十二項」を、「同項第四号」
 の下に「、第三十九条」を加え、同条の表第三十四条第一項第一号イの項中「第六条第一項第十号」を「第六条第一項第十
 一号」に改める。
 別表第三中「弥富市」の次に「、みよし市、あま市」を加え、「、西加茂郡」を削る。
 別記様式を次のように改める。
別記様式（第1条関係）

旅行命令（依頼）簿

命令権者及び関係者	管理者			
	副管理者			
	部長級			
	次長級			
	所属課（所）長			
	予算主管課長			
用務				
用務先				
旅行期間		月 日から 月 日まで 日間		
旅行者 職氏名（印）			印	
摘要				

備考

- 1 本組合の船若しくは車で旅行する場合又は航空旅行の場合には、摘要欄に当該旅行区間を明らかにしてその旨を記入すること。
- 2 旅行命令等を変更する場合は、朱書すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則を公布する。
 平成二十二年四月一日

名古屋港管理組合管理者
 名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十五号

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合財務規則（昭和二十九年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。
 第三十七条を次のように改める。

（履行延期の特約等）

- 第三十七条** 今第七十一条の六の規定により履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）を
 するときは、債務者からの書面による申請に基づいて行うものとする。
- 2 履行延期の特約等をする場合には、当該履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から五年（令第七十一条の六第一項第一号又は第五号に該当する場合は、十年）以内において、当該延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。
 - 3 履行延期の特約等をする場合には、担保を提供させ、かつ、当該債権の金額に対し年五パーセントの延納利息を付するものとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、担保の提供を免除し、又は延納利息を付さないことができる。
 - 4 履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる事項を内容とする条件を付するものとする。
 - 1 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
 - 2 債務者の資力の状況の変化があつたときその他別に定める場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。
 - 5 第三項の延納利息の額の計算についての年当たりの割合は、^日間年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの

割合とする。

第百三十二条第一項中「十分の八・五」を「十分の九」に、「三分の一」を「十分の七」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十一条の六の規定に基づいてなされた履行期限の延期の特約又は処分については、この規則による改正後の名古屋港管理組合財務規則第三十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

名古屋港管理組合告示第5号

平成22年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成20年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成22年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

平成20年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

	歳 入	
第1款 分担金及び負担金	9,519,943,357円	
第1項 負担金	9,519,943,357円	
第2款 使用料及び手数料	7,177,561,592円	
第1項 使用料	7,177,532,492円	
第2項 手数料	29,100円	
第3款 国庫支出金	1,125,840,000円	
第1項 国庫負担金	1,125,840,000円	
第4款 財産収入	5,486,329,064円	
第1項 財産運用収入	5,286,054,277円	
第2項 財産売払収入	200,274,787円	
第5款 寄附金	0円	
第1項 寄附金	0円	
第6款 繰入金	45,038,836円	
第1項 他会計繰入金	45,038,836円	
第7款 繰越金	1,389,768,320円	
第1項 繰越金	1,389,768,320円	
第8款 諸収入	2,056,560,246円	
第1項 延滞金、加算金及び過料	2,293,544円	
第2項 預金利子	19,310,698円	
第3項 受託事業収入	289,464,250円	
第4項 貸付金元利収入	1,247,652,334円	
第5項 特定施設整備収入	89,888,329円	
第6項 雑入	407,951,091円	
第9款 組合債	8,998,400,000円	
第1項 組合債	8,998,400,000円	
歳 入 合 計	35,799,441,415円	
		出
第1款 議会費	138,474,194円	
第1項 議会費	138,474,194円	
第2款 総務費	7,498,625,082円	
第1項 総務管理費	7,428,154,815円	
第2項 監査委員費	70,470,267円	
第3款 企画調整費	1,100,873,134円	
第1項 企画調整管理費	930,842,803円	
第2項 調査費	170,030,331円	
第4款 港営費	3,134,584,144円	
第1項 港営管理費	1,347,593,613円	
第2項 運営費	1,786,990,531円	
第5款 建設費	9,779,038,021円	
第1項 建設管理費	1,488,678,913円	
第2項 整備費	8,290,359,108円	
第6款 公債費	13,305,878,453円	

第1項 公債費	13,305,878,453円
第7款 予備費	0円
第1項 予備費	0円
歳 出 合 計	34,957,473,028円

名古屋港管理組合告示第6号

平成22年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成20年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成22年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

平成20年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

歳 入		
第1款 水族館振興基金収入	730,791,600円	
第1項 財産収入	9,414,425円	
第2項 寄附金	675,531,668円	
第3項 繰越金	5,250,000円	
第4項 積戻金	40,595,507円	
第2款 海事文化振興基金収入	35,243,134円	
第1項 財産収入	372,234円	
第2項 寄附金	427,571円	
第3項 繰越金	0円	
第4項 積戻金	4,443,329円	
第5項 繰入金	30,000,000円	
第3款 環境振興基金収入	52,945,259円	
第1項 財産収入	2,826,561円	
第2項 寄附金	28,118,698円	
第3項 繰越金	0円	
第4項 繰入金	22,000,000円	
歳 入 合 計	818,979,993円	
歳 出		
第1款 水族館振興基金	725,541,600円	
第1項 積立金	684,946,093円	
第2項 繰出金	40,595,507円	
第2款 海事文化振興基金	35,243,134円	
第1項 積立金	30,799,805円	
第2項 繰出金	4,443,329円	
第3款 環境振興基金	52,940,259円	
第1項 積立金	52,940,259円	
歳 出 合 計	813,724,993円	

名古屋港管理組合告示第7号

平成22年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成22年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。

平成22年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

平成22年度名古屋港管理組合一般会計予算

平成22年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,560,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10,321,127 ^{千円}
	1 負担金	10,321,127
2 使用料及び手数料		5,604,173
	1 使用料	5,604,163
	2 手数料	10
3 国庫支出金		1,467,260
	1 国庫負担金	1,467,260
4 財産収入		6,149,752
	1 財産運用収入	5,149,742
	2 財産売却収入	1,000,010
5 寄附金		10
	1 寄附金	10
6 繰入金		2,371,731
	1 他会計繰入金	444,100
	2 他会計借入金	1,927,631
7 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
8 諸収入		2,199,947
	1 延滞金、加算金及び過料	260
	2 預金利子	5,664
	3 受託事業収入	544,400
	4 貸付金元利収入	1,505,523
	5 特定施設整備収入	9,910
	6 雑収入	134,190
9 組合債		7,046,000
	1 組合債	7,046,000
歳 入 合 計		35,560,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		154,690 ^{千円}
	1 議 会 費	154,690
2 総 務 費		4,080,087
	1 総 務 管 理 費	4,010,189
	2 監 査 委 員 費	69,898
3 企 画 調 整 費		1,088,573
	1 企 画 調 整 管 理 費	926,961
	2 調 査 費	161,612
4 港 営 費		4,589,213
	1 港 営 管 理 費	1,376,547
	2 運 営 費	3,212,666
5 建 設 費		12,203,437
	1 建 設 管 理 費	1,503,106
	2 整 備 費	10,700,331
6 公 債 費		13,344,000
	1 公 債 費	13,344,000
7 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		35,560,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
稲永ふ頭廃棄物埋立整備費	平成23年度	24,500 ^{千円}
弥富ふ頭廃棄物埋立整備費	平成23年度	216,100
堀川口防潮水門ポンプ所整備費	平成23年度	53,600

第3表 組合債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業	3,948,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
港湾整備事業	3,098,000			
計	7,046,000			

平成22年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成22年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ457,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 水族館振興基金収入		433,000
	1 財産収入	8,980
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	424,000
2 海事文化振興基金収入		1,000
	1 財産収入	980
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
3 環境振興基金収入		23,000
	1 財産収入	2,860
	2 寄附金	20
	3 繰越金	20
	4 積戻金	20,100
歳入合計		457,000

歳 出		
款	項	金 額
1 水族館振興基金		433,000 ^{千円}
	1 積立金	9,000
	2 繰出金	424,000
2 海事文化振興基金		1,000
	1 積立金	1,000
3 環境振興基金		23,000
	1 積立金	2,900
	2 繰出金	20,100
歳 出 合 計		457,000

平成22年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 40棟	一般使用許可面積 ^{平方メートル}	91,093
		専用使用許可面積 ^{平方メートル}	38,590
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積 ^{平方メートル}	455,450
		専用使用許可面積 ^{平方メートル}	995,430
	荷役機械 10基	使用時間 ^{時間}	13,291
	施設の維持補修及び施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び上屋等整備工事 ^{千円}	740,845

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	施設運営事業収益	2,710,000千円
第1項	営業収益	2,689,264千円
第2項	営業外収益	6,175千円
第3項	特別利益	14,561千円
支 出		
第1款	施設運営事業費用	2,691,000千円
第1項	営業費用	2,536,810千円
第2項	営業外費用	129,629千円
第3項	特別損失	14,561千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,008,970千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,000千円及び過年度分損益勘定留保資金989,970千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	81,030千円
第1項	固 定 資 産 売 却 代 金	10千円
第2項	寄 附 金	10千円
第3項	貸 付 金 返 還 金	81,000千円
第4項	そ の 他 資 本 的 収 入	10千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	1,090,000千円
第1項	建 設 改 良 費	392,900千円
第2項	固 定 資 産 購 入 費	1,603千円
第3項	企 業 債 償 還 金	695,497千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
荷役機械整備費	平成23年度	350,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	461,311千円
-------	-----------

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成22年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度名古屋港管理組合埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

道路整備	340メートル
------	---------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	埋 立 事 業 収 益	309,000千円
第1項	営 業 外 収 益	308,970千円
第2項	特 別 利 益	30千円
支 出		
第1款	埋 立 事 業 費 用	351,000千円
第1項	営 業 費 用	324,630千円
第2項	営 業 外 費 用	16,340千円
第3項	特 別 損 失	30千円
第4項	予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,926,000千円は、繰越工事資金3,925,000千円及び減債積立金1,000千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	603,000千円
第1項	雑 収 入	349,895千円
第2項	貸 付 金 返 還 金	253,105千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	4,529,000千円
第1項	南 部 地 区 埋 立 事 業 費	24,100千円
第2項	西 部 地 区 埋 立 事 業 費	775,700千円
第3項	南 5 区 埋 立 事 業 費	56,200千円
第4項	総 係 費	172,983千円
第5項	企 業 債 費	241,877千円
第6項	他 会 計 貸 付 金	1,927,631千円
第7項	投 資 有 価 証 券	1,300,000千円
第8項	雑 支 出	20,509千円
第9項	予 備 費	10,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 344,173千円

名古屋港管理組合告示第8号

平成22年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成21年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

平成22年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

平成21年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成21年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,357,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,276,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1	分担金及び負担金	9,715,830 ^{千円}	△ 11,000 ^{千円}	9,704,830 ^{千円}
	1 負担金	9,715,830	△ 11,000	9,704,830
2	使用料及び手数料	5,919,036	△ 78,000	5,841,036
	1 使用料	5,919,026	△ 78,000	5,841,026
8	諸収入	2,720,951	△ 10,000	2,710,951
	6 雑収入	650,514	△ 10,000	640,514
9	組合債	8,928,500	△ 2,258,000	6,670,500
	1 組合債	8,928,500	△ 2,258,000	6,670,500
	歳入合計	34,633,000	△ 2,357,000	32,276,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1	議会費	156,974 ^{千円}	△ 3,664 ^{千円}	153,310 ^{千円}
	1 議会費	156,974	△ 3,664	153,310

2	総務費		4,136,837	△ 1,194,503	2,942,334
	1	総務管理費	4,062,443	△ 1,192,335	2,870,108
	2	監査委員費	74,394	△ 2,168	72,226
3	企画調整費		1,219,966	△ 111,800	1,108,166
	2	調査費	290,691	△ 111,800	178,891
4	港営費		3,874,027	△ 28,257	3,845,770
	1	港営管理費	1,374,433	△ 28,257	1,346,176
5	建設費		12,274,196	△ 1,018,776	11,255,420
	1	建設管理費	1,511,595	△ 38,191	1,473,404
	2	整備費	10,762,601	△ 980,585	9,782,016
	歳出合計		34,633,000	△ 2,357,000	32,276,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
2	1	総務管理費	571,500
3	2	調査費	20,670
5	2	ガーデンふ頭文化厚生施設補修費	68,250
		稲永ふ頭廃棄物埋立整備費	63,300

第3表 組合債補正

(△印は、減額を示す。)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
港湾整備事業	2,523,000	△ 1,041,000	1,482,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
単独事業	572,000	△ 572,000	0			
コンテナ埠頭整備事業	1,022,500	△ 645,000	377,500			
計	8,928,500	△ 2,258,000	6,670,500			

平成21年度名古屋港管理組合施設運営事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成21年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成21年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた施設欄中「荷役機械13基」を「荷役機械10基」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(△印は、減額を示す。)

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 施設運営事業費用	2,959,000千円	571,075千円	3,530,075千円
第1項 営業費用	2,786,844千円	△ 113,590千円	2,673,254千円
第3項 特別損失	20千円	684,665千円	684,685千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正し、かつこ書の「1,348,970千円」を「1,342,680千円」に、「及び過年度分損益勘定留保資金1,323,970千円」を「減債積立金23,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,294,680千円」にそれぞれ改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	81,030千円	6,290千円	87,320千円
第1項 固定資産売却代金	10千円	6,290千円	6,300千円

名古屋港管理組合告示第9号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定に基づき、公有水面埋立ての免許の出願があった。その要領は次のとおりである。

なお、その内容を記載した書面及び関係図書を次のように縦覧に供する。

平成22年4月1日

名古屋港港湾管理者
 名古屋港管理組合
 名古屋港管理組合管理者
 名古屋市長 河村 たかし

1 出願人

所在地 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名称 名古屋港管理組合

代表者の住所 愛知県名古屋市東区古出来二丁目5番11号

代表者の氏名 名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

2 埋立区域

(1) 位置

愛知県弥富市楠二丁目75番、及び同市楠三丁目4-2番、19番の地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点と⑥の地点を順次に結んだ線、⑥の地点と⑧の地点を順次に結ぶ昭和54年7月19日付け指令第2773号で竣工認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線(N.P.+2.60mにより決定)及び⑧の地点と①の地点を結ぶ平成16年7月14日付け指令第1511号で竣工認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線(N.P.+1.96mにより決定)により囲まれた区域

①の地点 名古屋港基準点No.42(北緯35度02分10秒50・東経136度48分36秒76(以下「基点」という。))から

		302度07分55秒	1,051.85mの地点
②の地点	①の地点から	180度00分34秒	23.68mの地点
③の地点	②の地点から	270度00分47秒	0.88mの地点
④の地点	③の地点から	180度00分33秒	261.00mの地点
⑤の地点	④の地点から	90度00分47秒	0.88mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	180度00分34秒	15.93mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	270度06分03秒	321.31mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	0度08分36秒	300.21mの地点

(3) 面積

96,191.36㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

愛知県弥富市楠二丁目75番、65-20番、及び同市楠三丁目4-2番、19番の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

次の㊶の地点から㊷の地点までを順次に直線で結んだ線及び㊸の地点と㊶の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

㊶の地点	基点から	307度33分06秒	934.33mの地点
㊷の地点	㊶の地点から	180度00分33秒	360.00mの地点
㊸の地点	㊷の地点から	270度00分33秒	180.00mの地点
㊹の地点	㊸の地点から	0度00分33秒	40.00mの地点
㊺の地点	㊹の地点から	270度00分33秒	300.00mの地点
㊻の地点	㊺の地点から	0度00分33秒	320.00mの地点

(3) 面積

160,800.86㎡

4 埋立地の用途

用 途	配 置	規 模
保管施設用地	埋立地の東側に位置	約9.3ha
緑 地	埋立地の西側に位置	約0.3ha
合 計		約9.6ha

5 出願年月日

平成22年3月19日

6 書面及び関係図書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成22年4月1日から平成22年4月21日

(2) 縦覧場所

名古屋港管理組合名古屋港情報センター（本庁舎1階）

名古屋港管理組合告示第10号

平成13年名古屋港管理組合告示第31号（名古屋港臨港地区内の分区）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

名古屋港管理組合管理者

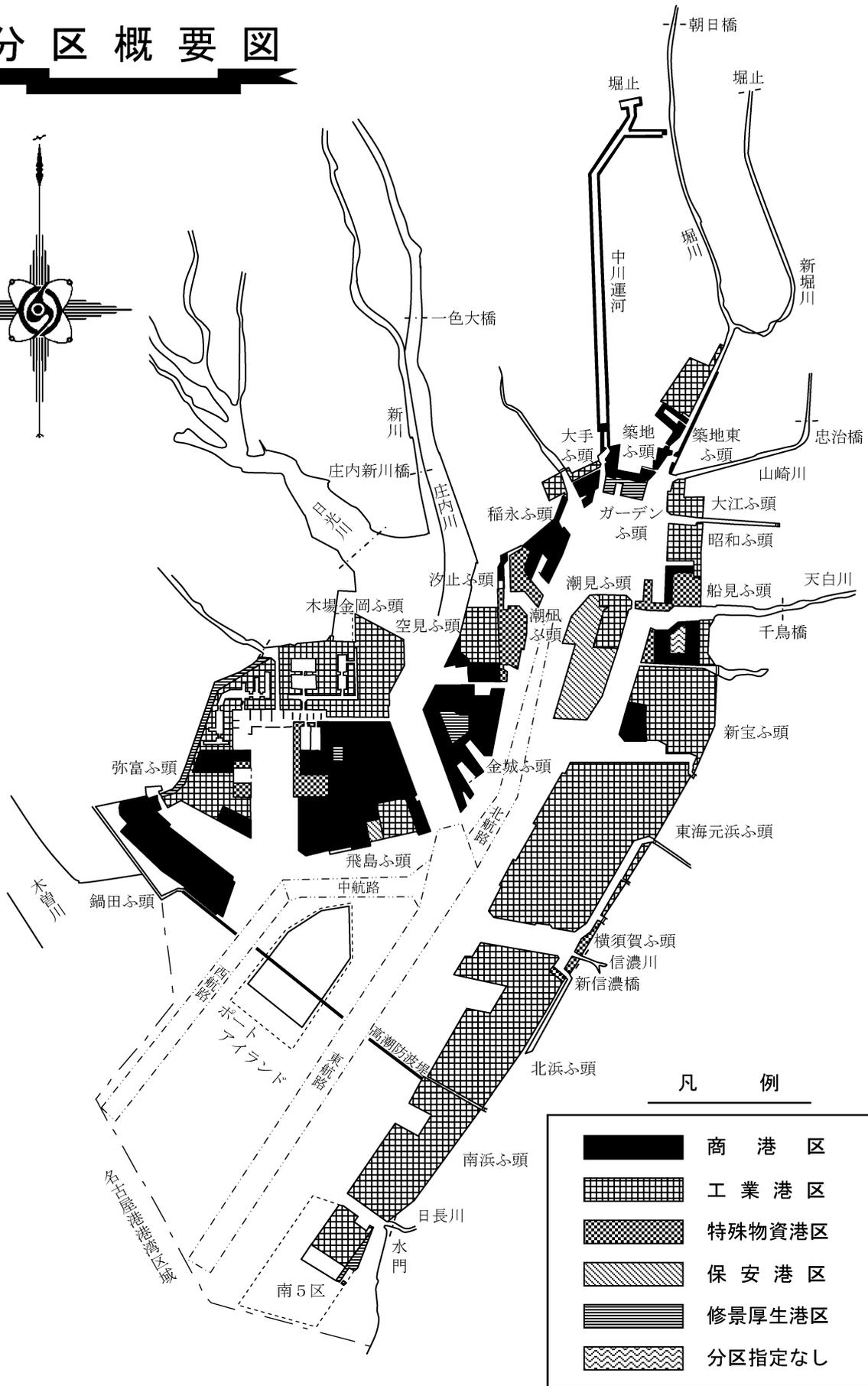
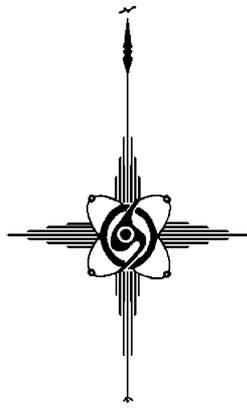
名古屋市長 河村 たかし

3 弥富都市計画臨港地区名古屋港臨港地区中「大字楠」を「楠」に改める。

3 弥富都市計画臨港地区名古屋港臨港地区(2)工業港区海部郡飛島村のうち「西浜の一部」を削り、同(3)特殊物資港区弥富市のうち「楠三丁目の一部」を「楠二丁目の一部、楠三丁目の一部」に改める。

なお、3 弥富都市計画臨港地区名古屋港臨港地区(1)商港区海部郡飛島村東浜一丁目の一部、西浜の一部及び弥富市楠二丁目の一部並びに(5)修景厚生港区海部郡飛島村東浜一丁目の一部については、その範囲を変更した。

分区概要図



分区の詳細図面は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供する。

名古屋港管理組合告示第11号

次の港湾施設は、平成22年4月1日から停止面積を変更する。

平成22年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	位置	面積	区画
金城ふ頭東部E荷さばき地 (金城東E)	1	56号岸壁隣接	2,700	図による

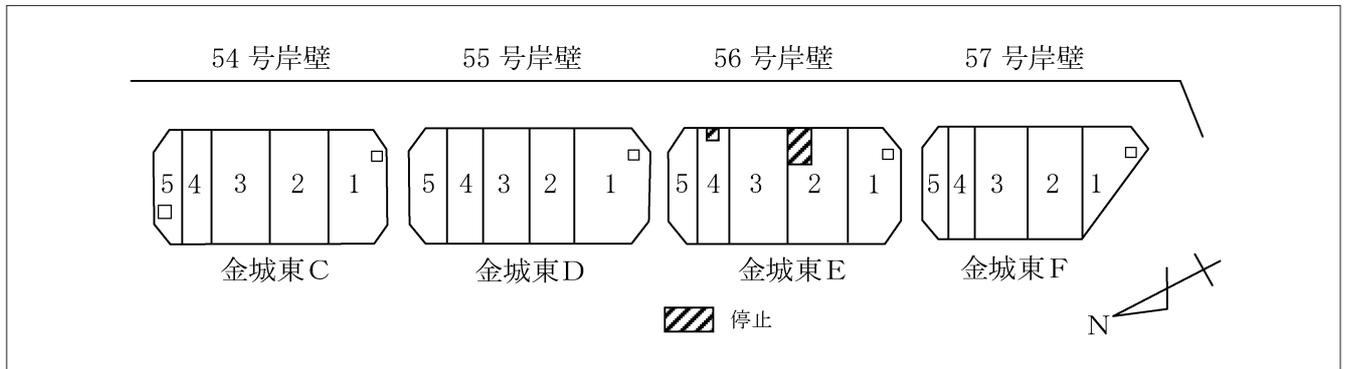
(図は省略)

変更後

区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	位置	面積	区画
金城ふ頭東部E荷さばき地 (金城東E)	1	56号岸壁隣接	368	図による

図 (金城ふ頭東部C荷さばき地～同F荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 金城東Eの区画の面積は、1は2,643平方メートル、2は2,946平方メートル (352平方メートルは停止)、3は2,950平方メートル、4は1,326平方メートル (16平方メートルは停止)、5は1,332平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第12号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成22年3月31日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

指定に係る施設の名称、指定の相手方及び指定の期間

施設の名称	指定の相手方	指定の期間
名古屋港湾会館	名古屋市港区港町1番3号 財団法人名古屋みなと振興財団 理事長 山田 孝嗣	平成22年4月1日から 平成22年8月31日まで
新舞子マリニパーク、南浜緑地及び北浜緑地	愛知県知多市八幡字小根14番地の29 株式会社日誠 代表取締役 尾之内 誠嗣	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで
金城ふ頭中央緑地、堀川東緑地、大手ふ頭緑地、稲永緑地、中川口緑地、新宝緑地及び船見緑地	名古屋市港区港陽一丁目1番69号 財団法人名古屋港緑地保全協会 理事長 岩田 秀雄	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで
富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）及び同施設外周のサイクリングロードを除く。）、金岡緑地、木場東緑地、木場南広場、楠広場、楠緑地、楠南広場及び東浜中央緑地	愛知県豊田市錦町一丁目95番地 ホームックス株式会社 代表取締役社長 餅原 幹也	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで
名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）及び同施設外周のサイクリングロード	名古屋市港区港陽一丁目1番69号 財団法人名古屋港緑地保全協会 理事長 岩田 秀雄	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで
名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園	名古屋市港区港町1番3号 財団法人名古屋みなと振興財団 理事長 山田 孝嗣	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで
名古屋港水族館	名古屋市港区港町1番3号 財団法人名古屋みなと振興財団 理事長 山田 孝嗣	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで

訓 令

訓令第1号

組合内一般

工事施行規程（昭和三十九年訓令第12号）の一部を次のように改正する。
平成二十二年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村たかし

第四十二条第三項に次の一項を加える。

3 担当部長は、中間検査報告書を受理し、対象部分を確認したときは、請負者及び監督職員に中間検査確認通知書（様式第二十五号の二）を送付しなければならない。

第四十五条第一項中「この場合において」の下に「この訓令の規定中「請負者」とあるのは「受注者」とを、「企画調整室環境保全センター所長及び事務所長」との下に「第十一条第一項及び第三項中「主任現場監督員」とあるのは「主任監督員」と、「現場監督員」とあるのは「担当監督員」とを加え、同条第三項中「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

様式第二十五号の次に次の一様式を加える。

様式第25号の2 (第42条関係)

その1

中間検査確認通知書

年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

下記のとおり対象部分を確認したので、通知します。

記

工 事 名	
契 約 金 額	¥
工 期	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
中 間 検 査 日 年 月 日	年 月 日
対 象 部 分	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

その2

中間検査確認通知書

年 月 日

様

建設部担当部長（総合開発担当）

下記のとおり対象部分を確認したので、通知する。

記

工 事 名	
契 約 金 額	¥
工 期	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
中 間 検 査 日 年 月 日	年 月 日
対 象 部 分	

- 備考 1 この様式は、監督職員に通知する場合の様式である。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令第二号

組合内一般

課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十二年四月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程
(課の組織の分掌事務規程の一部改正)

第一条 課の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第三号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項第二号二中「企画調整室環境保全センター」を「企画調整室環境担当」に改める。
(名古屋港管理組合公印取扱規程の一部改正)

第二条 名古屋港管理組合公印取扱規程(昭和三十六年訓令第二号)の一部を次のように改正する。
別表企画調整室環境保全センター所長印の項を削る。
(公報発行規程の一部改正)

第三条 公報発行規程(昭和三十八年訓令第五号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「企画調整室環境保全センター所長」を削る。
(名古屋港管理組合安全管理規程の一部改正)

第四条 名古屋港管理組合安全管理規程(昭和三十九年訓令第八号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「環境保全センター」を「環境担当」に改める。
(工事施行規程の一部改正)

第五条 工事施行規程(昭和三十九年訓令第十二号)の一部を次のように改正する。
第四十五条第一項中「第四条第一項中「及び事務所長」とあるのは「企画調整室環境保全センター所長及び事務所長」と」を削る。
(名古屋港管理組合監察規程の一部改正)

第六条 名古屋港管理組合監察規程(昭和四十年訓令第二号)の一部を次のように改正する。
第一条の二第三項中「企画調整室環境保全センター所長」を削る。
第三条中「及び総務部行政管理課担当係長(事務改善担当)」を「総務部行政管理課担当係長(外郭団体改革推進担当)及び総務部行政管理課担当係長(行政システム改革担当)」に改める。
(名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正)

第七条 名古屋港管理組合事務決裁規程(昭和四十年訓令第七号)の一部を次のように改正する。
第二条第九号中「及び規則別表第二に掲げる企画調整室環境保全センター所長」を削り、同条第十二号中「(企画調整室環境保全センター所長を除く。)」を削る。
別表第二(個別事務)の表一企画調整室の表中「環境保全センター」を「環境担当」に改める。
(事務改善委員会規程の一部改正)

第八条 事務改善委員会規程(昭和四十年訓令第十四号)の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「企画調整室環境保全センター所長」を削り、同条第三項中「(企画調整室環境保全センター所長を除く。)」を削る。
第七条中「企画調整室環境保全センター所長」を削る。
(名古屋港管理組合職員衛生管理規程の一部改正)

第九条 名古屋港管理組合職員衛生管理規程(昭和五十年訓令第八号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「企画調整室環境保全センター所長」を削る。
第三条の表六の項中「企画調整室環境保全センター」を削る。
第九条第一項中「政令第三百十六号」を「政令第三百十八号」に改める。
(名古屋港管理組合職員研修規程の一部改正)

第十条 名古屋港管理組合職員研修規程(昭和六十二年訓令第六号)の一部を次のように改正する。
第八条中「企画調整室環境保全センター所長」を削る。
(名古屋港管理組合行政文書管理規程の一部改正)

第十一条 名古屋港管理組合行政文書管理規程(平成二十一年訓令第五号)の一部を次のように改正する。
第二条第五号中「企画調整室担当課長(計画担当)」の下に「企画調整室担当課長(環境担当)」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令第三号

組合内一般

名古屋港管理組合職員服務基本規程(昭和三十九年訓令第十一号)の一部を次のように改正する。
平成二十二年四月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

様式第二号中

郵便番号	-	
電話番号()	-	

を

郵便番号	-	
電話番号()	-	
住民票の写		

しに改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令第四号

組合内一般

出勤簿処理規程（昭和二十七年訓令第五号）の全部を改正する。
平成二十二年四月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

出勤記録及び出勤簿処理規程
(趣旨)

第一条 職員の出勤記録及び出勤簿の処理に関しては、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 出勤記録 勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和二十二年名古屋港管理組合規則第六号。以下「規則」という。）第十条の規定に基づき、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により各職員の出勤状態を記録して整理するものをいう。
- 1 出勤簿 規則第十条の規定に基づき、電磁的記録によらず各職員の出勤状態を記録して整理するものをいう。
- 2 出勤簿の様式は、別に定める。

(出勤記録等管理者)

第三条 出勤記録及び出勤簿は、課長（担当課長を含む。）及び事務所長（以下「出勤記録等管理者」という。）が管理する。

(出勤記録等整理者)

第四条 出勤記録及び出勤簿の整理は、出勤記録等管理者の指定する職員（以下「出勤記録等整理者」という。）が行う。

(出勤記録及び出勤簿の記録等)

第五条 職員は、登庁時限までに出勤し、所定の場所において自ら出勤記録に記録しなければならない。ただし、出勤記録によることができない職場に勤務する職員は、所定の場所に備え付けられた出勤簿に自ら押印しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により当日中に出勤記録への記録又は出勤簿への押印ができなかった場合は、当該事由を出勤記録等整理者に申し出て、後日出勤記録等整理者に出勤記録への記録を依頼し、又は出勤簿に押印することができる。
- 3 出勤簿への押印は、朱色でなければならない。

(出勤記録及び出勤簿の整理)

第六条 出勤記録及び出勤簿は、任命権者の命令又は承認、出勤記録等管理者の通知、本人の届出等に基づき、別に定める区分に従い当日中に整理しなければならない。

(勤怠成績の報告)

第七条 管理者は、職員の勤怠成績を調査するため、各出勤記録等管理者に対し勤怠成績報告書の提出を求めることができる。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓令第五号

組合内一般

被服貸与規程（昭和四十六年訓令第四号）の一部を次のように改正する。
平成二十二年四月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

第七条第一項第二号中「九月三十日」を「五月三十一日」に改める。

別表類別第二号中

制服夏上衣	2	2
制服夏ズボン	2	4

を

作業服夏上衣	2	4
作業服夏ズボン	2	2

に

制服	
制服	

冬上衣

冬ズボン

を

作業服冬上衣	
作業服冬ズボン	

に改め、同表類別第三号中

制服	1
----	---

5」を「制帽」1 10」に「制服冬ズボン」2 5」を「制服冬ズボン」2 5」を「作業服夏上衣」「作業服夏ズボン」「作業服冬上衣」「作業服冬ズボン」

ン」2 5」2 4」2 2」に「作業靴」を「安全靴」に改め、同表類別第六号中「作業服夏上衣」2 2」作業服夏ズボン」2 4」

ン」2 4」2 4」に「作業靴」を「安全靴」に改め、同表類別第七号中「作業服夏上衣」2 4」作業服夏ズボン」2 2」

衣」2 2」2 4」を「作業服夏上衣」2 4」作業服夏ズボン」2 2」に改め、同表類別第八号中「作業服夏上衣」2 2」作業服夏ズボン」2 4」

2 2」2 4」を「作業服夏上衣」2 4」作業服夏ズボン」2 2」に「作業靴（耐油性）」1 3」安全靴（半長靴）」1 3」を

「安全靴（耐油性）」1 3」に改め、同号備考の欄中「及び」を削り、同欄中「及び安全靴（半長靴）」

を削り、同欄中を同欄へとし、同表類別第十一号及び第十二号中「作業服夏上衣」2 2」作業服夏ズボン」2 4」を「作業服夏上衣」2 2」作業服夏ズボン」2 4」

夏上衣」2 4」夏ズボン」2 2」に「作業靴」を「安全靴」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の被服貸与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づき職員に貸与されている被服の取扱いについては、次項及び第四項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 この訓令施行の際現に改正前の規程別表類別第二号の規定に基づき職員に貸与されている制服夏上衣、制服夏ズボン、制服冬上衣及び制服冬ズボン並びに同表類別第八号の規定に基づき職員に貸与されている安全靴（半長靴）は、平成二十二年三月三十一日をもって貸与期間は満了するものとする。
- 4 この訓令の施行により、新たに作業服冬上衣及び作業服冬ズボン（以下「作業服」という。）を貸与されることとなる職員に、別に定める規程の規定により既に貸与されている当該作業服に相当する被服は、この訓令による改正後の被服貸与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定により貸与された作業服とみなす。
- 5 この訓令の施行により、新たに安全靴（一般）、安全靴（耐油性）又は安全靴（静電性）を貸与されることとなる職員については、この訓令施行の際現に改正前の規程の規定に基づきその職員に貸与されている作業靴（一般）、作業靴（耐油性）又は作業靴（静電性）の貸与期間満了の日まで、改正後の規程の規定による安全靴（一般）、安全靴（耐油性）又は安全靴（静電性）は貸与しない。

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港湾会館新館において、港湾関係団体事務室1室の入居希望者を募集します。

なお、募集要項の公表については、下記のとおりです。

平成22年4月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

記

- 配布場所及び問い合わせ先：名古屋港区港町1番9号
名古屋港管理組合港営部関連事業担当
電話番号 052-654-7979
- 名古屋港のホームページ：<http://www.port-of-nagoya.jp/>

名古屋港管理組合公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成22年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

1 港湾計画の変更の概要

平成12年4月14日名古屋港管理組合公報第242号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 土地造成及び土地利用計画

以下のとおり計画する。

(土地利用計画)

(単位：ヘクタール)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
西部地区	(288) 288	(419) 419	(437) 437	(80) 101	(140) 140	(1,363) 1,384

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 港湾計画の縦覧の場所

名古屋市港区入船一丁目8番21号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

名古屋港管理組合公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第54条の3第1項に規定する特定埠頭の運営の事業に係る認定申請があったので、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第17条の5第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

1 縦覧場所

名古屋港管理組合 企画調整室 調整担当 電話 (052) 654-7904
名古屋市入船一丁目8番21号 郵便番号 455-0032

2 縦覧期間

平成22年4月15日から同年4月30日まで（ただし、名古屋港管理組合の休日を定める条例（平成3年名古屋港管理組合条例第7号）で定められた休日を除く。）

3 縦覧時間

午前9時から午後5時まで（ただし、午後0時から午後0時45分までを除く。）

辞 令

新	旧	氏 名
名古屋港管理組合副管理者		片 桐 正 博 (4月1日)

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合